

令和3年度インターネット・モニタリング事業仕様書

1 趣旨

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、インターネット等への差別的な書込みが後を絶たないことから、悪質な書込みをモニタリングする。

2 委託業務の内容

(1) コンピュータシステムによるインターネット・モニタリング

① モニタリング対象

- (ア) 兵庫県内の在留外国人に対する悪質・差別的な書込み（以下「在留外国人書込み」という）。
- (イ) 兵庫県内の同和問題（部落差別）に係る悪質・差別的な書込み（以下「同和問題等書込み」という）。
- (ウ) 兵庫県内の新型コロナウイルス感染症に係る悪質・差別的な書込み（以下「コロナ書込み」という）。

② モニタリング・メディア

次の（ア）から（エ）のメディアのうち、少なくとも3つは必須とする。

- (ア) 2ちゃんねる
- (イ) 5ちゃんねる
- (ウ) Yahoo!知恵袋
- (エ) Twitter

③ モニタリング実施日

各月の1日にモニタリングを行う。なお、前記実施日が土日・国民の祝日等に該当する場合は、速やかに翌営業日に行う。

④ 各月のモニタリング対象期間

前月の1日から最終日までとする。

⑤ キーワードの登録

上記（1）①をモニタリングするために、県が指定する複数の「絞り込みキーワード」（注1）及び「除外キーワード」（注2）を登録できるようにする。また、必要に応じて、県は「絞り込みキーワード」及び「除外キーワード」を随時、追加・変更できる。

（注1）絞り込みキーワード：対象をモニタリングするに際し、検索するための兵庫県及び兵庫県内の市町名（神戸市は区を含む。市区町名を簡略化・平仮名化等したものを含む。）、悪質・差別的な言葉・単語等。

（注2）除外キーワード：対象をモニタリングするに際し、悪質な差別とは関係ない類似・紛らわしいもの等除外するのが適切な言葉・単語等。

(2) モニタリング結果報告書の作成

① 結果報告書の作成等

上記(1)③の各月1日のモニタリングの結果を元に、同月15日付けで報告書を作成し、速やかに公益財団法人兵庫県人権啓発協会(以下「協会」という。)へ提出する。

② 結果報告書の内容・方法

(ア) 在留外国人書込み、同和問題書込み、コロナ書込みに分けて紙媒体で報告書を作成する。但し、紙媒体および光学記憶媒体で提出する。

(イ) 報告する内容は、モニタリング日、書込まれた日時、書込み内容全文、書込みされたインターネット上の情報の場所(メディア名・URL等)等とし、調査期間中に新たに書き込まれたものに限る。なお、様式は協会と委託することを決定した事業者(以下「委託決定事業者」という。)で協議して決める。

(ウ) 書込みされている内容を兵庫県内の市町ごとに区分して表示する。

(エ) 協会に、確実に配達される方法で1部郵送する。

(結果報告書作成例)

「兵庫県内の在留外国人に対する差別的な書込み 5月分結果」 令和3年6月15日報告 モニタリング日 令和3年6月1日(月) 書込まれた日 令和3年5月22日(金) 書込み内容 〇〇市〇〇町の〇〇(氏名)は、〇〇であるから、早く祖国に帰れ。 2ちゃんねる http://www.aaa.bbb/ ・・・
--

(3) インターネット上の書込みに関する技術的相談への対応

協会のインターネットに係る一般的な技術的相談及びメディアに対する書込みの削除依頼等に関する技術的相談に対応すること。

3 委託条件

(1) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※3年を上限として、単年度ごとの契約更新が可能。

(2) 委託料

3,000,000円を上限とする(消費税を含む)。

(3) 経費

① 対象となる経費

(ア) インターネット・モニタリングに要する経費(人件費、機器・機械等のリース又はレンタルに要する費用、消耗品費、旅費等)

(イ) 消費税及び地方消費税

上記(ア)の経費にかかる消費税及び地方消費税

② 対象外の経費

土地・建物の取得に係る経費、物品（パソコン等通常1年以上使用できる備品等）の購入や施設・設備を設置又は改修する経費、受託事業者等の本来業務に係る経費、飲食に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費。

(4) その他

再委託は原則として禁止する。ただし、あらかじめ協会と協議し、承諾を得た場合は認める。

4 委託契約の締結

- (1) 協会は、委託決定事業者と事業の実施方法等について協議・調整を行う。この場合、双方で確認のうえ、提案内容を修正・変更することがある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算払い契約とし、契約条項は協会が示す。
- (3) 委託決定事業者は、協会会計処理規程第33条の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。
ただし、兵庫県財務規則第100条第12項ただし書に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

5 契約の解除等

- (1) 委託契約条項に違反があった場合、協会は契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払わない、若しくは支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、協会は損害賠償又は違約金を求めることがある。

6 事業報告等

- (1) 委託決定事業者は委託事業終了後、事業実績報告書を協会に提出する。
- (2) 協会は上記以外にも事業実施の進捗状況について、随時報告を求める場合がある。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料は原則として精算払いとし、実績報告書に基づき支払う。
- (2) 上記にかかわらず、協会が事業の遂行上必要と認める場合は、概算払いを行うことがある。概算払いの金額は協会が決定する。なお、概算払いとしたときは、委託決定事業者は、精算報告を行わなければならない。
- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、協会が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

8 留意事項

- (1) 事業実施に際しては、協会と委託決定事業者との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、本仕様書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、委託決定事業者は協会と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 委託決定事業者は、当該事業が兵庫県から委託を受けた協会との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 委託決定事業者は、当該事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を当該事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 委託決定事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、通帳等)を事業終了後5年間保存すること。
- (5) 当該事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合がある。委託決定事業者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (6) 委託決定事業者は、事業の受託により得られた情報に関して、当該委託事業終了後においても守秘義務があること。また、情報セキュリティ対策を講じることとし、情報を保持する場合は、適切に保管すること。
- (7) 委託決定事業者は、事業実施に際して、協会と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況を協会に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 令和4年度に協会が引き続き当該事業を実施する場合、令和4年度の委託決定事業者へ必要となる引継を全て行うこと。